

性的課題への北九州市の取り組み

2023年7月16日（日）
公益社団法人
福岡犯罪被害者支援センター

性暴力とは



「性暴力」とは

あなたが望まない・同意のない
性的な行為や発言はすべて性暴力



性暴力とは 接触型・非接触型

痴漢
レイプ
デートDV（※交際相手からの暴力の中に、性暴力があるということ）
家庭内での性的虐待 など

体へのからかい、性的な中傷
着替えやトイレ、入浴をのぞく
下着を盗む、衣服に精液をかける
性的な画像や性行為を見せる
盗撮

裸の写真等をSNS等で送りつける、送らせる、公開する
（セク스팅・リベンジポルノ）
ストーカー行為 など



性暴力被害の体験とは

尊厳・主体性が奪われる
意思を無視される
モノのように扱われる

親密な関係や性的関係への侵害
他者と親密な関係を築けなくなる
混乱した性的関係・再被害

【被害認識が形成されやすい場合】

・自分の中にあるイメージと適合
援助希求：警察、相談、心理ケア

【被害認識が形成されない場合】

・起きた出来事がよくわからない
(子ども)
・自分の中にあるイメージと異なる
自殺・自傷行為、仕事や進路の喪失
自責

齋藤梓・岡本かおり・大竹裕子 (2018) 「性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係」

性暴力被害の影響

感情・考え方

強い不安、恐怖
混乱、恥、怒り
感情のコントロールが困難
自責感・無力感・孤立感

身体・精神症状

負傷、不眠、食欲不振
過覚醒、フラッシュバック、
回避
PTSD、うつ、解離、
パニック
飲酒・薬物依存
希死念慮

リプロダクティブヘルス

妊娠、妊娠中絶
性感染症

日常生活

人間関係
学校、仕事

二次的なストレス

司法手続き
転居、転職
通院
経済的負担

被害後、長期にわたって
影響が続く

被害者本人だけでなく
家族や周囲にも
影響がひろがる



障害と性暴力被害の現状

- ・ 障害者は健常者と比べて性暴力にあうリスクが2.27倍
(Amborski et al. 2021)
- ・ 障害のある女性の35%が性暴力を経験
(DPI女性障害者ネットワーク 2012)
- ・ 若年層における性的な暴力に関する報告書では被害者の55%が
なんらかの障害を抱えていた
知的障害や発達障害などの影響により被害を被害と認識す
ることが難しく、被害がくりかえされたり搾取されたりする
(内閣府 2018)

ワンストップ支援センターにおける障害のある 性暴力被害の概要 (岩田 2023)

- ・ 性別 すべて女性
- ・ 年齢 19歳以下が3割、20代が3割、30代以上が4割
- ・ 障害種別 知的障害 23%、精神障害 45%、発達障害 25%
- ・ 加害者 友人・知人 23%、SNS・ネットで知り合った人 15%、
知らない人 13%、職場関係 10%
- ・ 支援上の困り感 コミュニケーションの難しさ、当事者主体の
支援の難しさ、精神的な不安定さ、
被害の状況把握の難しさ

みなさんが支援者・教育者として
現場にいる中で、
性や性暴力について
戸惑うこと・疑問におもうこと
もやもや…を教えてください。



性暴力の被害者も加害者も
そして
傍観者も生まないために



福岡県と国の取り組み

「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣事業」

「生命（いのち）の安全教育」



福岡県の取り組み
いわゆる「性暴力根絶条例」制定

2019（平成31）年2月
「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」、いわゆる「性暴力根絶条例」制定

全国で初めて「性暴力」を定義した条例

施策体系

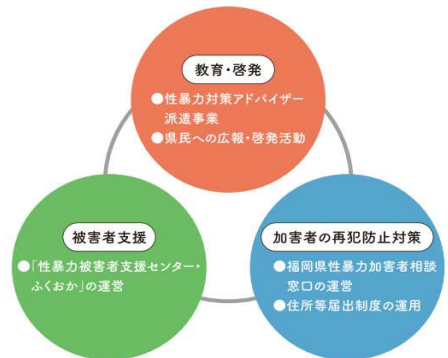
「性暴力根絶に向けた教育・啓発活動」

「性暴力被害者支援」

「性暴力加害者対策」

制定直前の平成29年時点で
性犯罪の発生件数
7年連続全国ワースト2位

性暴力根絶条例の施策体系



→3つの取組を柱として、福岡県から性暴力の根絶を目指します

性暴力対策施策パンフレット「私たちが、変えていく。」／福岡県作成 一部抜粋

福岡県の取り組み 性暴力対策アドバイザーについて

2019（平成31）年2月

「福岡県に「おける性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例」いわゆる「性暴力根絶条例」制定

全国で初めて「性暴力」を定義した条例

性暴力根絶等に関する教育活動として、性暴力対策アドバイザー派遣事業を実施している。



性暴力対策アドバイザー
テキストより抜粋



2019
年度

- ・モデル校における模擬授業の実施
- ・各校種の到達目標の設定及びテキスト作成
- ・養成講座の実施

～2021
年度

- ・テキストの手引き作成
- ・先行実施（小学校高学年～高等学校、特別支援学校）
- ・養成講座の実施

2022
年度

- ・全校実施（小学校高学年～高等学校）
- ・養成講座の実施

2023
年度

- ・養成講座の実施
- ・先行実施（小学校低・中学年）

性暴力対策アドバイザー派遣事業 実施状況

(2) 事業計画

下表のとおり、各校種において先行実施・検証のうえ、全校実施又は希望校実施を行っていく。全校実施を行っていく校種については、各校種において在籍中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるよう、小学校高学年（5、6年生）は2年、中学生以上は3年サイクル（定時制及び単位制含む。特別支援学校は別途検討）でアドバイザーを派遣する。

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|-------|----------|----------|----------|-------|------------|---------|
| 公立 | 高校生 | 先行実施・検証→ | | 全校実施→ | | |
| | 中学生 | 先行実施・検証→ | | 全校実施→ | | |
| | 小学校高学年 | 先行実施・検証→ | | 全校実施→ | | |
| | 小学校低、中学年 | | | | 先行実施・検証(※) | 希望校実施→ |
| | 特別支援学校生 | | 先行実施・検証→ | | | 全校実施→ |
| 私立学校生 | 先行実施・検証→ | | 希望校実施→ | | | |

※小学校低、中学年の実施について、令和2年度の事業開始時は令和4年度から先行実施・検証を行うこととしていたが、令和4年度は小学校高学年、中学生及び高校生の全校実施の体制を整える必要があるため、令和5年度からの実施に変更。

性暴力対策アドバイザー派遣制度（学校への派遣）実施要項／福岡県より一部抜粋

全体の到達目標

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないように基本的な配慮をしようとする。

小学校低・中学年 「大事なところ」について知る

- ①「大事なところ」はどこかを知る
- ②「大事なところ」の約束
「見ない・見せない・さわらない・さわらせない」を知る
- ③いいタッチ／いやなタッチを知る
- ④信頼できる大人に相談できること（権利）を知る

小学校高学年 「境界線」について知る

- ①「境界線」を知る
- ②コミュニケーションスキルとして
「イヤ」と言えるようになる
- ③信頼できる大人に相談する権利があることを知る

中学校 性暴力は権利の侵害であることを知る

- ①性暴力の背景について知る
 - (1)「女らしさ」「男らしさ」がどのように押し付けられているかを探る
 - (2)対等な関係について考える
 - (3)「境界線」をこえるときの確認（同意）を知る
- ②性暴力の事例を知る
- ③信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友だちに相談することの大切さや、相談先（学校内の相談体制や外部の相談機関）を知る

高等学校
性暴力の実態と社会の取り組みを知る

- ①性暴力は身近で発生していることを知る
- ②被害の影響を知る
- ③二次被害を生まないためのまわりの行いを知る
- ④性暴力についての社会の取り組みとその役割を知る

特別支援学校

小学校低・中学年～高等学校の内容に準じ、受講児童生徒の障がいの状態、発達の段階に応じて個別に内容を検討。

ポイント

性暴力の被害／加害や性的な問題行動などを把握する
学校で取り組まれている性教育とリンクさせる
学校の先生も授業に参加してもらう
からだをつかう、体験型のワークを取り入れる
学校の見学（児童生徒・教室）も可能な範囲とする

じぶんだけの「だいじなところ」とは、
たいそうふくでかくれるところ



まとめ「だいじなところ」のやくそく

ほかのひとの「だいじなところ」を

みない



さわらない



じぶんの「だいじなところ」を

みせない



さわらせない



「^{きょう かい せん}境界線」は自分を守る
^{あいて まも とう めい}相手を守る透明バリア



「性の境界線」をこえるときの確認

キスやハグなどをするとき、お互いの気持ちを確認すること

「性的同意」

- ☑ 言葉でお互いの気持ちを確認め合うこと。
- ☑ パートナー同士であったとしても、性的行為をすることは義務ではない。
- ☑ 性的行為をする／しないを決めるのは自分自身。



性暴力とは

あなたが望まない・同意のない
性的な行為や発言はすべて性暴力。



大人に
相談する

誰かに相談することは
自分を守る力になる



プライベートゾーンが
“水着で隠れる部分”なのは、どうして？

“水着で隠れる部分”という説明だと、
身体的な性差（性別）によってプライベートゾーンは違う
という考え方が基本にあるように捉えられる。

からだ・気持ちや考え方
性のことを考えるとき、
まずは人として対等であること、
大切なところは誰でも同じ、
を前提として考えていきたいから。



講義をする中で特に大切にしていること



- ・性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく
- ・指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ
- ・性暴力の被害者／加害者が既にいることを念頭において話す
- ・防犯意識を高めるための教育に終始しない
- ・性差を決めつけずに話をする
- ・性的マイノリティがいることを想定して発言する

参考までに

性暴力対策啓発冊子
発達段階に応じた啓発冊子・パンフレットを作成



福岡県性暴力根絶啓発動画
小学生低学年向けから県民向けまでの動画を作成
YouTubeでも視聴可能「福岡県性暴力根絶チャンネル」

生命（いのち）の安全教育

2020（令和2）年「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定
文部科学省と内閣府が連携し、教材及び指導の手引きを作成

教職員が授業で使用することを想定したもの
教材の内容については、各学校や地域の状況等に応じて
適宜内容の加除や改変を行うことが可能

性暴力対策アドバイザーのテキストを参考にしている
…福岡県の先進的な取り組みが評価された

包括的性教育

生殖や性的行動、リスク、病気の
予防に関するだけでなく、
相互の尊重と平等に基づく愛や
人間関係のような、そのポジティブ
な側面も含む形でセクシュアリティを
提示する機会を提供するもの。



包括的性教育のキーコンセプト

- ①人間関係
- ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ
- ③ジェンダーの理解
- ④暴力と安全確保
- ⑤健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル
- ⑥人間のからだと発達
- ⑦セクシュアリティと性的行動
- ⑧性と生殖に関する健康

同意、プライバシー、からだの保全

| | 学習目標 |
|----------|---|
| 5～8歳 | 誰もが、自分のからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている |
| 9～12歳 | 望まない性的な扱われ方とは何かを知り、成長に伴うプライバシーの必要性を理解することは重要である |
| 12～15歳 | プライバシーと、からだの保全の権利を誰もがもっている誰もが、性的な行為をするかしないかをコントロールする権利をもち、またパートナーに積極的に自分の意思を伝え、相手の同意を確認すべきである |
| 15～18歳以上 | 健康で、よろこびのある、パートナーとの合意したうえでの性的行動のために同意は不可欠である同意を確認し、同意を伝える能力に強く影響を与える要因に気づくことが重要である |

参考：国際セクシュアリティ教育ガイダンス改訂版/UNESCO（2018年）

「性的同意」を伝えるために



「同意があるとおもった」

同意などの無視
強制的な性的行為

同意などの都合のよい解釈
セックスがイヤと言ったからキスをした、口腔性交はOKだと思った

同意の誤解
「イヤ」って言わなかったからいいと思った

同意の捏造
「いいよ」と言わせた
同意であったようなシチュエーションを装った

「同意はしていない」

同意などの無視
「イヤって言ったのに、やめてくれなかった」

同意などの都合のよい解釈
「イヤって言ったのに、わかってくれなかった」

同意の誤解
「怖くて、何も言えなかった」

同意の捏造
「応じたように振る舞えば、早く終わると思った」
「何が起きているのか、わからなかった」

みなさんは「性的同意」を
どう伝えますか？



自分は自分でだいじょーぶ

